

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）に基づき法人に対して課する都民税（以下「法人都民税」という。）各決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成 30 年 1 月 26 日付けで行った、平成 27 年 3 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日までの事業年度（以下「平成 27 事業年度」という。）に係る法人都民税（均等割額）の決定処分及び平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日までの事業年度（以下「平成 28 事業年度」といい、平成 27 事業年度と併せて「本件各事業年度」という。）に係る法人都民税（均等割額）の決定処分（以下「本件各処分」という。）について、それぞれその取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、本件各事業年度において事業は行っていない。そのような企業に対して課税するのは違法・不当である。なお、本件各事業年度の請求人の収入ないし経費は、請求人代表取締役の個人的な事情等に基づいて発生したものである。また、請求人は、現在、生命保険代理店及び損害保険代理店を営業していないから、生命保険代理店手数料及び損害

保険業務に係る情報提供料は、請求人の事業に基づいた収入であるとはいえない。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年8月10日	諮問
平成30年9月18日	審議（第25回第4部会）
平成30年10月15日	審議（第26回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法人都民税とその納税義務者

ア 東京都は、特別区の存する区域内において、法1条2項の規定にかかわらず、道府県民税（法4条2項1号）及び市町村民税（法5条2項1号）のうち、法人に対して課するものを都民税として課するとしている（法734条2項2号）。また、法734条3項は、同条2項2号の場合において、法人都民税については、道府県民税に相当する税と市町村民税に相当する税とを合わせて一の税とみなして、法第三章第一節（市町村民税に関する規定。ただし、個人の市町村民税に関する部分の規定を除く。）の規定を準用するとしている。

イ 特別区の存する区域において、法人住民税は、特別区内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する法人（以下「対象法人」という。）に対して、均等割額及び法人税割額の合算額によって課するとされている（法 294 条 1 項 3 号及び東京都都税条例（昭和 25 年東京都条例第 56 号。以下「条例」という。） 104 条 1 項 1 号）。

なお、事務所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。この場合において、事務所等において行われる事業は、当該法人の本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事業であっても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないとされている（「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成 22 年 4 月 1 日付け総務市第 16 号総務大臣通知。以下「取扱通知」という。）第 1 章・第 1 節・6）。

(2) 法人住民税の申告

対象法人は、都知事に対し、法人税の申告書の提出義務がある場合には、その期限までに法人住民税の均等割額及び法人税割額を申告書により申告納付しなければならないとされている（法 321 条の 8 第 1 項及び条例 113 条）。

なお、対象法人は、事務所等を廃止した場合には、当該事実の発生した日から 10 日以内にその旨を都知事に申告する義務があるとされている（条例 114 条の 2 第 2 項）。

また、会社は、本店の所在場所を変更した場合には、変更又は移転の登記をしなければならないとされている（会社法 915 条及び 916 条）。

(3) 法人住民税の決定

都知事は、対象法人から法人住民税の申告書が提出されなかった場合においては、その調査によって、対象法人が申告すべき法人税割額及び均等割額を決定するものとされている（法 3 2 1 条の 1 1 第 2 項）。

(4) 法人住民税（均等割額）の算定方法

対象法人の各事業年度における法人住民税（均等割額）については、資本金等の額及び特別区ごとに置かれる事務所等の従業者数に応じて額が定められており（法 3 1 2 条 1 項及び条例 1 0 6 条）、条例 1 0 6 条に定める額に法人税額の課税標準の算定期間中において事務所等を有していた月数を乗じて得た額を 1 2 で除して算定した額を法人住民税均等割額とする（法 3 1 2 条 4 項）。

なお、法人税額の課税標準の算定期間とは、法人税の課税標準である所得の算定期間である事業年度をいい、事業年度とは、原則、法人の会計期間をいうとされている（法 3 2 1 条の 8 第 1 項、法人税法 7 4 条 1 項及び 1 3 条）。

2 本件各処分について

(1) 法人住民税（均等割額）納付義務の有無について

請求人の本店所在地は、本件各事業年度において、東京都〇〇区内に所在することが認められる。このことは、請求人が〇〇税務署長に提出した本件各事業年度における法人税の確定申告書に記載されている納税地（法人税法 1 6 条により、その本店又は主たる事務所の所在地である。）が「東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号」であることとも一致する。

また、本件各事業年度に係る損益計算書等によれば、請求人は、本件各事業年度において、収入として、売上高ないし雑収入等の営業外収益を計上する一方、販売費及び一般管理費として、車両諸掛、減価

償却費、地代家賃、通信交通費、水道光熱費、接待交際費、保険料等の経費を計上している。これらの経費は請求人が自ら運営する事業に係る収入を得る目的で支出されるものであることから、請求人が、本件各事業年度において当該各費目の支出を現に行い、当該各支出を請求人が自ら運営する事業の各経費として計上して、本件各事業年度に係る法人税の確定申告をしたというのであれば、請求人は本件各事業年度において継続して事業を行っていたものと認めるほかはない。

以上により、請求人は、東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号において、継続的に事業を行っていたものといえることから、本件各事業年度において法人住民税（均等割額）の課税要件である東京都特別区内に事務所等を有する法人として、法人住民税（均等割額）の納付義務があるといえる。

(2) 法人住民税（均等割額）の算出について

本件各事業年度における請求人の資本金の額は1,000万円、従業員数が50人以下であることが認められるから、条例106条1項1号ホの規定より、請求人の均等割の税率はそれぞれ年額70,000円であるといえる。

そして、当該額に平成27事業年度及び平成28事業年度それぞれの年度における事務所等を保有していた月数12を乗じて得た額を12で除して得た金額（70,000円×12／12＝70,000円）が、請求人の納付すべき本件各事業年度における法人住民税均等割額となる。

そして、本件各処分における各税額70,000円は、これに一致しており、そうすると、各税額の決定に当たり違算等の事実は認められないことは明らかである。

(3) 結論

以上のとおり、本件各処分は、請求人に対して、本件各事業年度に

において、法令等の定めに基づき、法人住民税を課し、かつ、税額を算定したものであり、違法又は不当な点を認めることはできないものである。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、要するに本件各事業年度において事業を行っていないから、本件各処分は違法・不当であると主張する。しかし、請求人が、本件各事業年度において、継続的に事業活動を行っていたと認められることは、上記2・(1)に示したとおりである。

請求人は、本件各事業年度に係る法人税の各確定申告書に計上されている収入及び経費は、請求人代表取締役の個人的な事情に基づいて発生したものであり、請求人の収入及び経費として計上されていることをもって請求人が事業を行っているということとはできないと主張する。確かに、請求人代表取締役が法人である請求人の業務執行の一環として行う活動に係る経理は、あくまで一個人として行う活動に係る経理と、厳に峻別されなければならないものであるといえるが、請求人の収入及び経費として計上され、〇〇税務署長に対して申告された収支は、あくまで法人である請求人の収入及び経費として認めるほかない。したがって、請求人の主張を採用することはできない。

また、請求人は、現在、生命保険代理店及び損害保険代理店を営業していないから、生命保険代理店手数料及び損害保険業務に係る情報提供料は、請求人の事業に基づいた収入であるとはいえない旨主張する。しかし、上記手数料及び情報提供料の収入は、請求人の本件各事業年度における事業活動に基づく収入であると認めるほかはなく、請求人の主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行わ

れているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美